

企業関係者と弁理士の知財研究会・第1回・実施報告書

平成30年10月1日

保科敏夫・鈴木一徳

平成30年9月27日(木)に行われた、企業関係者と弁理士の知財研究会・第1回について、実施報告をいたします。

実施したクラス

当初の予定どおり、午後3時半～5時のクラスと午後5時半～7時のクラスの2クラスを実施した。内容は同じである。

参加人数

司会・進行の保科及び鈴木を除き、各クラスとも5名であった(定員は各8名)。

参加者の内訳

① 3時半クラス

企業関係者3名(企業内弁理士2名, 弁理士以外1名), 特許事務所(弁理士)2名
神奈川委員会委員2名, 委員以外3名

② 5時半クラス

企業関係者1名(弁理士以外1名), 特許事務所(弁理士)4名
神奈川委員会委員3名, 委員以外2名

テーマ

特許の進歩性の要件・第1回

内容

基本的なイメージとしては、用意した教材を終わらせることよりも、参加者相互がディスカッションすることに主眼を置いた。

抽象的かつ複雑でわかりにくい特許の進歩性の要件について、上級者も初級者も発言しやすいように、進歩性判断のチャートを2種類用意してそれらを見比べ、2つのチャートのどこが同じでどこが違うのかをあげてもらうなど、具体化・可視化を工夫した。

予定した教材の3分の1ないし4分の1しかこなせないほど、2クラスとも議論が盛り上がった。

今後の予定

第2回 平成30年11月29日(木) テーマは、特許の進歩性の要件・第2回

第3回 平成31年1月24日(木) テーマは、容易の容易

第4回 平成31年3月28日(木) テーマは未定。テーマの候補は、

- ① 発明の要旨認定(プロダクト・バイ・プロセス・クレームの場合など)
- ② 用途発明(進歩性・権利範囲など)
- ③ 最新の知財高裁大合議判決である、ピリミジン誘導体事件判決(知財高裁平成30年4月13日判決)

第3回は、企業関係者も弁理士も悩む争点であるため、多数の出席者が見込まれる。

以上